

府中南小学校保護者と先生の会(PTA)規約

第一章 総 則

- 第1条 この会は府中南小学校保護者と先生の会(PTA)という。
- 第2条 この会は事務局を府中南小学校に置く。(安芸郡府中町柳ヶ丘51-25)
- 第3条 この会は保護者と先生および本会の趣旨に賛同する者たちが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第4条 この会は前条の目的を遂行するために、次の活動をする。
1. よい保護者よい先生となるように努める。
 2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を補導する。
 3. 児童の生活環境をよくする。
 4. 公教育費を充実することに努める。

第二章 方 針

- 第5条 この会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。
1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
 2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
 3. 学校の人事、その他の管理には干渉しない。

第三章 会 員

- 第6条 この会の会員となるものは次の通りである。
1. 府中南小学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者。
 2. 府中南小学校の先生。

第四章 会 計

- 第7条 この会の会費は次の通りである。(2025年4月26日改正・実施)
1. 1家庭につき年額2,100円と保険料300円を納めるものとする。
 2. 転入生は、転入した翌月から3月までの会費を月割りで徴収し、転出生は転出した翌月から3月までの会費を月割りで返金する。(1ヶ月175円)
また、保険料については徴収・返金しません。
- 第8条 この会の活動に要する経費は会費・補助金およびその他の収入によって、支弁する。
- 第9条 この会の経理は総会によって承認された予算に基づいて執行される。
- 第10条 この会の決算は会計監査をへて総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第11条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第五章 役 員

第 12 条 この会には次の役員を置く。(2023年5月1日改正・実施)

1. 会 長 1名 (保護者)
2. 副 会 長 2名 (保護者)
3. 幹 事 若干名 (先生および保護者)
4. 会 計 2名 (先生および保護者) 以上本部役員と称す
5. 委 員
 - 学年委員 教養 各学年2名
 - 保健 各学年2名
 - 広報 各学年2名

教養・保健・広報委員はPTA活動推進の母体となる。

- 校外委員 各地区若干名
地区全体の校外補導の研究と実施にあたり地区活動推進の母体となる。
- 各委員会主任 若干名 (先生)
以上の各委員会に委員長・副委員長を置く。

第 13 条 役員の選出は次の通りとする。(2023年5月1日改正・実施)

1. 新年度の会長・副会長は前年度1月までに立候補を受け付け、必要に応じ選挙管理委員会を召集し、これを選任する。立候補がなき場合は委員会において選出する。
共に総会の承認を得て決定する。
2. 幹事・会計は会長の委嘱による。
3. 各専門委員の委員長、副委員長は各専門委員の互選によって選出する。
4. 地区代表委員は地区委員の互選によって選出する。
5. 委員は、各学年および各地区の会員の中よりそれぞれ選出する。

第 14 条 役員の任務は次の通りである。(2023年5月1日改正・実施)

1. 会長はこの会を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 幹事は会長の旨を受け会務を遂行する。
4. 会計は会長の旨を受けこの会の会計事務を遂行する。
5. 代表委員はその属する地区および専門委員会の委員長としてその職務を行なう。
6. 委員はその属する学年・地区および専門委員会の活動を推進する。

第 15 条 役員の任期は1年とし、重任を妨げない。ただし、補欠選出の場合の任期は、前任者の残存期間とする。また、会長・副会長の継任は1回限りとする。

第六章 会計監査委員

第 16 条 この会の経理を監査するために、3名の会計監査委員を置く。

第 17 条 会計監査委員は前年度2月までに立候補を受け付け、必要に応じ選挙管理委員会を召集し、これを選任する。立候補がなき場合は委員会において選出する。
ともに総会の承認を得て決定する。(第 17 条 平成 13 年 4 月 26 日改正)

第 18 条 会計監査委員はその年度の会計を監査し、次年度始めの総会でその結果を報告する。

第 19 条 会計監査委員の任期は1年とし、重任を妨げない。

第七章 参 与

第 20 条 この会には参与を置く。参与は校長・教頭とし、この会の運営に参与する。

第八章 会 議

第 21 条 この会は次の会議を持つ。(2023年5月1日改正・実施)

1. 総会

- ・総会は毎年度始めにこれを開き、予算・決算の承認、会長・副会長の承認、会計監査委員の承認、規約改正、その他重要事項を決定する。
- ・臨時総会は、会長が必要ありと認めた時、または会員の3分の1以上の要求があった時開くことができる。
- ・総会は会員の5分の1以上をもって成立し、議決は出席者の過半数とする。但し、規約改正については第 24 条による。

2. 委員会

- ・委員会は委員をもって構成し、会長が必要と認めた時これを開き、この会の業務を評議する。
- ・委員会は定数の2分の1以上をもって成立し、議決は出席者の過半数とする。

3. 本部委員会は毎月1回開くことを原則とし、会長の諮問に答えるとともに、企画委員会に提案する事項を協議する。

4. 企画委員会は年2回開くことを原則とし、この会の業務に関する企画運営について協議する。

5. 会議についての必要事項は、細則で定める。

第九章 専門委員会

第 22 条 この会は必要に応じて専門委員会を置くことができる。専門委員会についての必要事項は細則で定める。

第十章 細 則

第 23 条 この会の運営に関する必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、委員会の議を経て決める。

第十一章 改 正

第 24 条 この規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第十二章 附 則

第 25 条

1. この規約は昭和41年4月1日から実施する。
2. この規約は昭和51年11月21日改正、昭和52年4月1日より実施する。
3. この規約は昭和63年5月8日改正、翌日より実施する。
4. この規約は1990年(平成2年)5月13日改正(会費)翌日より実施する。
5. この規約は1997年(平成9年)4月26日改正、翌日より実施する。
6. この規約は2001年(平成13年)4月26日改正、翌日より実施する。
7. この規約は2009年(平成21年)5月1日改正、翌日より実施する。
- 8.第五章 役員 第12条 5.委員 学級委員、第13条、第14条の改正について、令和2年度は試用期間とし令和3年度の総会にて承認のうえ改正するものとする。
- 9.第五章 役員 第12条 5.委員 学級委員、第13条、第14条の改正について、令和2年度は予定通りの活動が出来なかった為、令和3年度も試用期間とし令和4年度の総会にて承認のうえ改正するものとする。
- 10.第五章 役員 第12条 5.委員 学級委員、第13条、第14条の改正について、令和3年度は予定通りの活動が出来なかった為、令和4年度も試用期間とし令和5年度の総会にて承認のうえ改正するものとする。
- 11.この規約は2023年(令和5年)5月1日改正、翌日より実施する。
- 12.この規約は2025年(令和7年)4月26日改正、翌日より実施する。

細 則

第一章 役 員

(2023年5月1日改正・実施)

- 第1条 役員は同一家族より1名とする。(但し、立候補者がある場合にはそれに限らない。)
- 第2条 同一人が学年委員と地区委員を兼任することはできない。
- 第3条 1子につき1期にわたり役員を務めたものは、その希望により役員に選出されることを辞退することが出来る。
- 第4条 学年委員の選出は各学年6名ずつとする。
- 第5条 学年委員の選出は投票によるものとし、同一人が2学年以上で選出された時は高学年優先を原則とする。
- 第6条 学年委員の選出は低高学年にわけて異なる日に行なうことができる。
- 第7条 地区委員の選出は、各地区の実情により若干名とする。
- 第8条 会長・副会長・幹事・会計および会計監査委員の選出により生じた欠員は補充する。
- 第9条 地区代表委員はその地区集会の司会をし、その地区の活動を統轄する。
- 第10条 専門委員長はその専門委員会の司会をし、その委員会の活動を統轄する。

第二章 選挙管理委員会

- 第11条 この会の役員選出に当り必要ある時は選挙管理委員会を置くことができる。
選挙管理委員はその都度会長これを委嘱する。

第三章 会 議

(2023年5月1日改正・実施)

- 第12条 本部委員会は会長、副会長、参与、幹事および会計等をもって構成する。
- 第13条 企画委員会は本部委員、専門委員会主任・正副委員長等をもって構成する。
- 第14条 企画委員会において正副専門委員長に事故ある時は、その専門委員会から代理人を出席させることができる。
- 第15条 各委員会において委員に事故のある時は、同一家族に限り代理出席をすることができる。

第四章 専門委員会

(2023年5月1日改正・実施)

第 16 条 専門委員会は校外・教養・保健・広報委員会その他とし、それぞれ正副委員長を置き、任務と構成は次の通りである。

1. 校外委員会

地区全体の校外補導の研究と実施にあたり地区活動推進の母体となり、構成は地区委員全員および先生若干名とする。

2. 教養委員会

会員の教育的識見と一般教養を高めるための諸研修を企画実施し、成人教育活動推進の母体となり、構成は学年委員および先生若干名とする。

3. 保健委員会

学校給食・衛生・公害その他の環境衛生整備推進の母体となり、構成は学年委員および先生若干名とする。

4. 広報委員会

会員ならびに関係諸団体に対し情報の伝達と意見交換に努め、広報活動推進の母体となり、構成は学年委員および先生若干名とする。

5. 教養・保健・広報委員はPTA活動推進の母体となる。

6. 専門委員に事故ある時は、他の学年委員が代理人として当該専門委員会に出席することができる。

第 17 条 専門委員は会長これを委嘱する。

第五章 そ の 他

第 18 条 この会の運営に必要な他の規定は、委員会の議を経て別に定める。

附 則 1.2017年(平成 29 年)4月 22 日(第1条)改正、同日より実施する。

2.2023年(令和5年)4月 22 日(第1条)改正、同年5月1日より実施する。

府中南小学校PTA旅費規定

第1条 府中南小学校PTA規約細則第五章第 20 条により、会員の旅費に関し次の通り規定する。

第2条 この規定はPTA研修会、PTA各種大会の参加旅費について規定する。
但しグループ、サークル活動の参加については適用しない。

第3条 ・府中町内の旅費は原則として支給しない。

・県内旅費

・交通費実費 日当 1,500円(含昼食代)

・宿泊費 10,000円

・県外旅費

・交通費実費(JRグリーン車は除く) 日当 1,500円(含昼食代)

・宿泊費 10,000円

第4条 この規定の改正は企画委員会の承認を得るものとする。

附 則 ・この規定は昭和 51 年3月 31 日制定する。

・昭和 55 年6月9日一部改正、翌日より実施する。

・平成6年2月 22 日一部改正、翌日より実施する。

府中南小学校PTA表彰規定

第1条 府中南小学校PTA規約細則第五章第 20 条により、会員の表彰に関し次の通り規定する。

・本会会長を務めた者または本会の委員を5期以上務めた会員が本会を退会した時は、感謝状および記念品(記念品料3,000円)を贈り表彰する。

・被表彰者の中から選考し広島県PTA連合会、安芸郡PTA連合会へ表彰申請をする。

・表彰申請をする者の選考は選考委員会で行い、選考委員は会長が委嘱する。

・前項に規定する以外の場合は本部委員会で協議決定する。

第2条 この規定の改正は全体委員会において出席者の過半数の賛成を必要とする。

附 則 ・この規定は昭和 51 年 11 月5日制定、昭和 51 年度より実施する。

・1994 年(平成6年)4月 22 日一部改正、同日より実施する。

・2016 年(平成 16 年)3月 11 日一部改正、平成 28 年度より実施する。

府中南小学校PTA慶弔規定

第1条 府中南小学校PTA規約細則第五章第 20 条により、会員および関係者の慶弔に関して次の通り規定する。(2025年4月26日改正・実施)

(1)見舞金

①会員が災害に遭って多大の損害を被った場合は、本部委員会の議を経て最高10,000円までの災害見舞金を贈ることができるものとする。

②会員がPTA活動における傷害により1ヵ月以上入院した時は、見舞金5,000円を贈る。

(2)弔慰金

①会員および児童が死亡した時は5,000円の弔慰金と花環一对を贈る。

(3)特殊事情

①前 2 項に規定する以外の特珠な場合は、その都度本部委員会で協議決定するものとし、緊急を要する時は会長これを専行し委員会の承認を得るものとする。

第2条 この規定の改正は総会において出席者の過半数の賛成を必要とする。

(2023年5月1日改正・実施)

附 則 ①この規定は昭和 39 年2月1日制定する。

②昭和 55 年9月9日改正、翌日より実施する。

③1990 年(平成2年)4月 20 日一部改正、同日より実施する。

④1994 年(平成6年)4月 22 日一部改正、同日より実施する。

⑤1997 年(平成 8 年)4月 26 日一部改正、同日より実施する。

⑥2023 年(令和5年)4月 23日一部改正、同日より実施する。

⑦2025 年(令和7年)4月 26 日一部改正、同日より実施する。